



千灯籠まつり

写真提供：(一社)長崎県観光連盟

Contents

日本年金機構 年金事務所

- 「賞与支払届」の届出はお済みですか? 2
- 「賞与支払届」の届出は便利な電子申請をご利用ください!... 2
- 電子申請のご利用方法 3
- 出張年金相談所のご案内 8

全国健康保険協会 長崎支部

- 窓口で高額な医療費を支払った場合
高額療養費の対象となる可能性があります 4
- 今後かかる医療費が高額になりそうなときは
「限度額適用認定証」をご利用ください 5

一般財団法人長崎県社会保険協会

- 年金シニアライフセミナーのお知らせ 6
- ライフステージにおける社会保険事務講習会のお知らせ 6
- 社会保険健康ウォーキング大会のお知らせ 7
- 令和2年度事業報告及び収支決算報告 7
- 健康啓発DVDの貸し出しのお知らせ 7
- 職場の健康づくりを応援します 8

回 覧

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

「賞与支払届」の届出は お済みですか？



賞与を支給したときは、支給日から5日以内に「賞与支払届」を管轄の年金事務所へ提出していただくことになります。

また、賞与支払予定月に賞与の支払いが行われなかった場合には、「賞与不支給報告書」の提出をお願いします。

(令和3年4月からの取扱いです。)

保険料や将来受け取る年金にも反映しますので、適正な届出をお願いします。

● 資格取得月・資格喪失月の取扱い

- ・ 資格取得した月（資格取得日以降）に支給された賞与は届出が必要となり保険料の対象となります。
- ・ 資格喪失した月に支給された賞与は保険料の対象になりませんが、資格喪失日の前日までに支給された賞与については届出が必要となります。
- ・ 資格取得した月に資格喪失となった場合で、資格取得日から資格喪失日の前日までに支払われた賞与については保険料の対象となり届出が必要です。

※将来の年金額には保険料の対象となったものが反映します。

「賞与支払届」の届出は 便利な **電子申請** をご利用ください！

「電子申請」とは、インターネットを利用して申請・届出をする方法です。インターネットを経由するため、**いつでも・どこでも** 手続きができます。

また、申請するために移動したり郵送する必要が無いため、書面やCD・DVDで行う申請に比べて、**コストが掛からない**などのメリットがあります。皆さま、ぜひこの機会に、電子申請の利用についてご検討ください。



電子申請のメリット

- 24時間365日、いつでも申請が可能です。
- 年金事務所に行かなくても、職場や出先などから申請が可能です。
- 移動時間や交通費、郵送費などのコスト削減が期待できます。
- 決定通知書をパソコンから確認できます。

..... 電子申請のご利用方法

STEP1 「G Biz ID」のアカウント取得

- 1 G Biz ID のホームページから「gBizID プライム作成」ボタンを押下して申請書を作成・ダウンロード
※「G Biz ID」の詳細内容、手続きは G Biz ID ホームページをご覧ください。
- 2 作成した申請書と印鑑証明書を「G Biz ID 運用センター」に送付
- 3 申請が承認されるとメールが到着（審査に 2 週間程度必要となります。）
- 4 メールに記載された URL をクリックしてパスワードを設定
- 5 手続き完了！

G Biz ID 検索



STEP2 申請データ (CSV) の作成

「届書作成プログラム」で申請データを作成します。

「届書作成プログラム」は、申請データを簡単に作成・申請できるプログラムです。

日本年金機構のホームページから無料でダウンロードできます。

※自社システムや労務管理ソフトで申請データを作成した場合は、申請データ (CSV) が正しく作成されているか届書作成プログラム内の「仕様チェック」を実施してください。

STEP3 届書作成プログラムから申請

作成した申請データ (CSV) を電子申請します。

「G Biz ID」に対応した「届書作成プログラム」から電子申請を行います。



gBiz ID

ジー・ビズ・アイディー

電子申請にご利用頂ける「G Biz ID」とは、1 つのアカウントで複数の行政サービスにアクセスできる認証システムです。

電子申請に関するお問い合わせ先

ねんきん加入者ダイヤル (日本年金機構電子申請・電子媒体申請照会窓口)

0570-007-123 [2 番]をお選びください
(ナビダイヤル)

050 から始まる電話でおかけになる場合は、

03-6837-2913 [2 番]をお選びください

〈受付時間〉 月～金曜日：午前 8 時 30 分～午後 7 時
第 2 土曜日：午前 9 時 30 分～午後 4 時

※祝日 (第 2 土曜日を除く)、12 月 29 日～1 月 3 日は
ご利用いただけません。

ご提出にあたりご不明な点は「**電子申請相談チャット**」へ！
日本年金機構ホームページでは、電子申請に関するよくあるお問い合わせに自動でお答えする相談チャットを**令和 2 年 10 月より開設します**。24 時間いつでも対応していますので、ぜひご利用ください。

※日本年金機構ホームページでは、電子申請の具体的な利用方法、電子申請に関する Q & A や、お近くの年金事務所の所在地などもご覧いただけます。

日本年金機構ホームページに利用手順を掲載しています。
併せて利用手順の説明動画も掲載しています。ぜひ、ご覧ください。

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/e-gov.html>

日本年金機構 電子申請

検索



窓口で高額な医療費を支払った場合 高額療養費の対象となる可能性があります

限度額適用認定証がお手元になく窓口で高額な医療費をお支払いいただいた場合や、同月に複数の医療機関それぞれで高額な医療費を支払った場合などは、「高額療養費」の対象となる可能性があります。

「高額療養費」とは、1か月（1日から月末まで）に医療機関等の窓口で支払った医療費（差額ベッド代等の保険外負担は対象外）が、自己負担限度額を超えた場合に、超えた額が申請により払い戻される制度です。

自己負担限度額について

自己負担限度額は、**受診される方の年齢と被保険者の方の標準報酬月額等により決定**されます。

また、高額な医療費の負担がつづいている場合は、「多数該当」として自己負担限度額が軽減される可能性があります。

70歳未満の方の自己負担限度額

被保険者の所得区分	自己負担限度額	多数該当
区分：ア（標準報酬月額83万円以上の方）	252,600円+（総医療費-842,000円）×1%	140,100円
区分：イ（標準報酬月額53万～79万円の方）	167,400円+（総医療費-558,000円）×1%	93,000円
区分：ウ（標準報酬月額28万～50万円の方）	80,100円+（総医療費-267,000円）×1%	44,400円
区分：エ（標準報酬月額26万円以下の方）	57,600円	44,400円
区分：オ（低所得者 被保険者が市区町村民税の非課税者等※1）	35,400円	24,600円

70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額

被保険者の所得区分		自己負担限度額		多数該当
		個人ごと（外来）	世帯ごと（入院含む）	
現役並み所得者	区分：現役並みⅢ （標準報酬月額83万円以上で高齢受給者証の負担割合が3割の方）	252,600円+（総医療費- 842,000円）× 1 %		140,100円
	区分：現役並みⅡ （標準報酬月額53万～79万円で高齢受給者証の負担割合が3割の方）	167,400円+（総医療費- 558,000円）× 1 %		93,000円
	区分：現役並みⅠ （標準報酬月額28万～50万円で高齢受給者証の負担割合が3割の方）	80,100円+（総医療費- 267,000円）× 1 %		44,400円
	区分：一般（現役並み・低所得者以外の方）	18,000円	57,600円	44,400円
	区分：低所得者Ⅱ（被保険者が市区町村民税の非課税者等※2）	8,000円	24,600円	
	区分：低所得者Ⅰ（所得が一定基準以下※3）		15,000円	

※1 被保険者の方が市区町村民税の非課税者等である場合です。ただし、「区分ア」または「区分イ」の方は対象外です。

※2 被保険者の方が市区町村民税の非課税者等である場合です。ただし、「現役並みⅠ、Ⅱ、Ⅲ」の方は対象外です。

※3 被保険者とその扶養家族すべての方の収入から、必要経費・控除額を除いた後の所得がない場合です。ただし、「現役並みⅠ、Ⅱ、Ⅲ」の方は対象外です。

高額療養費の合算対象となる自己負担額について

- 70歳未満の方は、医療機関等の窓口で支払った自己負担額を次の①～⑤の項目順に区分していただき、**21,000円以上**自己負担しているものが、高額療養費の合算対象となります。

①受診月ごと ②受診者ごと ③医療機関ごと ④医科・歯科の種別ごと ⑤入院・外来の種別ごと
（調剤薬局での自己負担額は処方箋を発行した医療機関の自己負担額に含まれます）

- 70歳～74歳の方は、受診月ごとに支払った自己負担額がすべて対象となります。





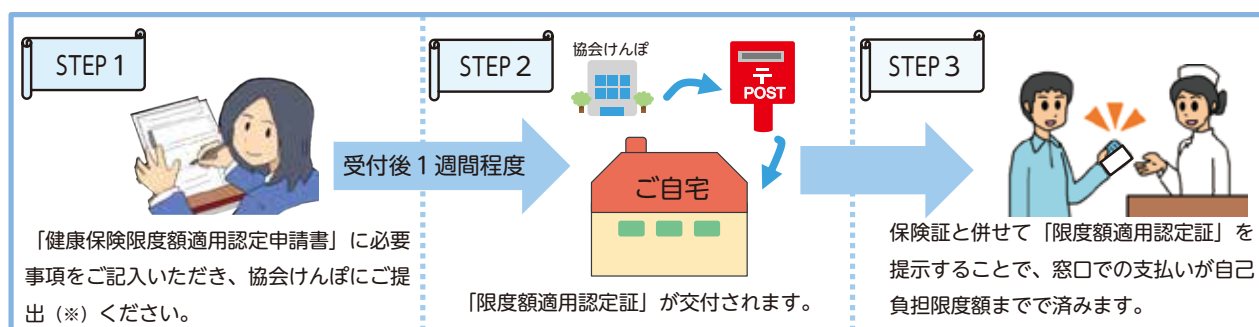
今後かかる医療費が高額になりそうなときは 「限度額適用認定証」をご利用ください

「限度額適用認定証」とは医療費が高額になるときに、保険証と併せて医療機関の窓口で提示すると、窓口での負担額が一定の自己負担限度額※までに抑えられるものです。入院などが決まり、医療費が高額になりそうな時は、事前に「限度額適用認定証」の申請をお願いします。

(※自己負担限度額については、前のページをご参照ください。差額ベッド代や食事代等の保険外の自己負担額などは対象外となります。)

申請からご利用までの流れ

「限度額適用認定証」をご利用いただくには、**事前に申請が必要**です。「限度額適用認定証」がお手元に届くまでに、申請書受付後1週間程度かかりますので、日程に余裕をもってお手続きをお願いします。



(※) ご提出は郵送でも受け付けております。郵送での申請にご協力をお願いいたします。



あなたも使っていますか？ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品!

「ジェネリック医薬品」とは、新薬と同等の有効成分と効能があると厚生労働省が認めているお薬です。新薬と比べて、最大で6割もお薬代の負担が軽くなるものがあります。ご希望の方は、かかりつけの医師、薬剤師にご相談ください。

うれしい! 飲みやすい! お財布にやさしい!

カプセルちゃん、錠剤くん、コナ太郎

いいことたくさん!

ケン坊ママ、ケン坊、ケン坊101



〒850-8537 長崎市大黒町9-22 大久保大黒町ビル本館8階
電話：095-829-6000
(受付時間/平日8：30～17：15)

協会けんぽ長崎

検索

メルマガ無料配信中



協会けんぽ長崎支部キャラクター
／尾まがり猫家族／



年金シニアライフセミナーのお知らせ

会員事業所
無料

定年退職後の年金と生活設計、健康管理等に関する情報を提供し、充実したシニアライフを過ごしていただくよう専門講師によるセミナーを開催します。

開催日	会場	定員
9月 9日(木)	アルカスSASEBO(佐世保市三浦町)	30名
9月14日(火)	諫早文化会館(諫早市宇都町)	30名
9月17日(金)	長崎県市町村会館(長崎市栄町)	30名

● 受付 12:30
● 開会 12:50
● 終了 16:30
※各会場共通

◆ 講 師 ライフプランアドバイザー

◆ 内 容 ①年金・医療保険 ②ライフプランと生きがい ③家庭経済プラン ④健康づくり

◆ 参加費 無料。ただし、非会員事業所の方は、資料代として 3,000 円ご負担ください。

◆ 申込方法 下記申込書をご記入いただき FAX でお申込みください。ホームページからもお申込みいただけます。詳細については、後日ご案内します。(FAX、メール申込は返信します)



年金シニアライフセミナー参加申込書

※希望会場に○を付してください。定員になり次第締め切ります。

希 望 会 場	1. 佐世保会場	2. 諫早会場	3. 長崎会場
事 業 所 名			
事業所所在地	〒 -		
	電話 ()	返信FAX ()	
参 加 者 氏 名 (該当箇所に ○印を付してください)	男・女 年齢 歳	被保険者・配偶者	年金・健康保険委員
	男・女 年齢 歳	被保険者・配偶者	年金・健康保険委員
	男・女 年齢 歳	被保険者・配偶者	年金・健康保険委員
	男・女 年齢 歳	被保険者・配偶者	年金・健康保険委員

※この申込書の個人情報は、本事業の運営等以外には使用いたしません。

ライフステージにおける社会保険事務講習会(出産・育児・介護)のお知らせ

会員事業所
無料

開催日	会場	定員
11月 5日(金)	諫早商工会館(諫早市高城町)	50名
11月 9日(火)	長崎県市町村会館(長崎市栄町)	50名
11月19日(金)	アルカスSASEBO(佐世保市三浦町)	50名

● 受付 13:00
● 開会 13:20
● 終了 16:00
※各会場共通

◆ 講 師 特定社会保険労務士

◆ 参加費 無料。但し非会員事業所の方は、資料代等として 3,000 円ご負担ください。

◆ お申込 下記申込書をご記入いただき FAX でお申込みください。ホームページからもお申込みいただけます。詳細については、後日ご案内します。(FAX、メール申込は返信します)



ライフステージ社会保険事務講習会参加申込書

※希望会場に○を付してください。定員になり次第締め切ります。

希 望 会 場	1. 諫早会場	2. 長崎会場	3. 佐世保会場
参 加 者 氏 名			
事 業 所 名	〒 -		
事業所所在地	電話 ()	返信FAX ()	

※この申込書の個人情報は、本事業の運営等以外には使用いたしません。

●社会保険の適用と年金給付等についての講習会を新上五島町で10/21(木)に開催する予定です。詳細は後日ホームページでご案内します。多数のご参加をお待ちしております。

社会保険健康ウォーキング大会のお知らせ



県南地区	集合：長崎港（大波止）高速船乗場
開催日	令和3年10月16日（土）
場 所	長崎市伊王島ウォーキングコース
※乗船券、温泉入浴券を配布します。	

県北地区	集合：現地集合。JR川棚駅から送迎も可
開催日	令和3年10月9日（土）
場 所	川棚大崎半島ウォーキングコース
※温泉入浴券を配布します。	

〔共通事項〕・雨具等の各自ウォーキングに必要なもの。・お申し込み後、詳細についてご案内状を郵送いたします。

健康ウォーキング大会参加申込書

（希望会場に○を付してください）

参 加 場 所	1.長崎市伊王島（①現地集合 ②船便利用）	2.川棚大崎半島（①現地集合 ②送迎希望）
事 業 所 名 と 所 在 地	〒 - -	
参 加 者 氏 名	〒 - -	☎ / 携帯 - -
	〒 - -	☎ / 携帯 - -
	〒 - -	☎ / 携帯 - -

※このお申込みにご記入いただいた個人情報は、本事業の運営及びそれに関するご連絡・ご案内以外に使用いたしません

令和2年度 事業報告及び収支決算報告

理事会並びに評議員会が、文書決議において実施され、令和2年度の事業報告、収支決算等について、ご承認いただきました。

1. 社会保険制度の普及発展を図るための啓発事業

- ◆広報誌の発行
 - 「社会保険ながさき」を発行し、会員事業所に配布した。
 - ホームページに事業内容を掲載し広く県民に周知した。
- ◆講習会・セミナーの開催
 - 社会保険事務講習会を長崎市、佐世保市、諫早市の5会場で開催した。
 - ライフステージにおける職場の健康づくりに供するため、「健康啓発DVD」を無償で貸し出した。
 - 年金シニアライフセミナーを長崎市、佐世保市、諫早市で開催した。
 - 「社会保険の事務手続」等の社会保険に関する冊子を無償配付した。

2. 被保険者等の福利増進及び健康の保持増進に関する事業

- ◆健康づくり・健康保持増進に関する事業
 - 事業所において保健師、健康運動指導士による健康指導講習会及び健康相談を実施した。
 - 健康相談所を川棚温泉「しおさいの湯」に開設した。
 - 会員事業所における職場の健康づくりに供するため、「健康啓発DVD」を無償で貸し出した。
 - 事業主及び被保険者等の健康の保持増進に関する事業
 - 健康ウォーキング（長崎市、川棚町）、日帰り温泉利用補助（川棚町、長崎市、南島原市、諫早市、壱岐市）、海の家開設（長崎市）、社会保険ボウリング大会（地区大会）、等を開催した。

3. 各種団体との協調に関する事業

- （一社）全国社会保険協会連合会並びに日本年金機構県内年金事務所、全国健康保険協会長崎支部、全国社会保険委員会連合会等の事業運営に協力した。
- また、長崎県社会保険委員会を支援、助成し委員会活動及び委員活動の推進に寄与する等、本協会の事業運営に必要と認められる事業を実施した。

令和2年度 正味財産増減計算書

2020年4月1日～2021年3月31日 （単位：千円）

科 目	当年度	前年度	増減額
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	1	1	0
② 特定資産運用益	1	1	0
③ 受 取 会 費	43,625	44,842	△ 1,217
④ 事 業 収 益	0	0	0
⑤ 雑 収 益	31	53	△ 22
経常収益計	43,658	44,897	△ 1,239
(2) 経常費用			0
① 事 業 費	27,392	26,914	478
② 管 理 費	10,324	10,785	△ 461
経常費用計	37,716	37,699	17
当期経常増減額	5,942	7,198	△ 1,256
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	5,942	7,198	△ 1,256
一般正味財産期首残高	73,285	66,087	7,198
一般正味財産期末残高	79,227	73,285	5,942
II 指定正味財産増減の部	0	0	0
III 正味財産期末残高	79,227	73,285	5,942

健康啓発DVDの貸し出しのお知らせ

長崎県社会保険協会では、会員事業所を対象に「健康啓発DVD」を無償で貸し出しています。職場の健康づくりの研修会等にご活用ください。

健康啓発DVD借用申込書



貸し出しDVD 番号に○印を付してください	番号	タイトル	番号	タイトル
	1	はじめてのウォーキング&ジョギング	5	ストレスコーピングによるセルフケア
	2	若々しい体をキープ エクササイズ&ダイエット	6	ストレスチェックを活用したセルフケア
	3	Good-Bye ストレス	7	部下が休職する前にできること
	4	正しく知れば怖くない がんのお話		
貸し出し期間	自 令和 年 月 日から 至 令和 年 月 日まで希望する	視聴者人員 (予定)	名	
事業所名	〒		電話番号	- -
所在地	〒		担当者	

※お申し込み順に貸し出しますので貸出中の場合は、返却後となります。ご了承ください。

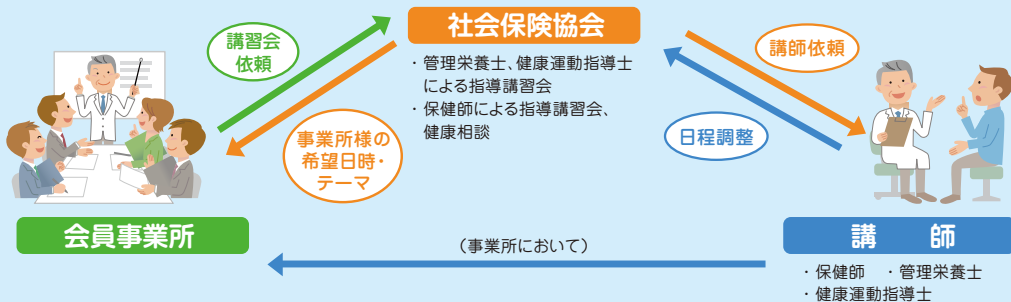


職場の健康づくりを応援します。無料

職場で働く皆様の健康管理と健康の保持・増進のサポートをいたします。お気軽にお申し込みください。

健康づくり指導講習会
保健師、管理栄養士、健康運動指導士による講習会

保健師による健康相談
健康診断の結果に基づく個別の健康相談



職場の健康づくり申込書

希望年月日	令和 年 月 日 () 時 分から 時 分まで	参加人数	名
希望項目 ○を付してください	1.保健師による指導講習会 2.管理栄養士による指導講習会 3.健康運動指導士による指導講習会 4.保健師による健康相談		
事業所名	担当者		
事業所所在地	〒 - 電話 - -		

※この申込書にご記入いただいた個人情報は、本事業の運営及びそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

令和3年8月・9月

出張年金相談所のご案内

各年金事務所では、出張年金相談所を開設しています。どうぞご利用ください。

出張年金相談は、予約制です。予約に関しましては、市町窓口にお問い合わせください。ただし、五島市、西海市、平戸市、松浦市、杵岐市、対馬市の予約受付は管轄年金事務所にお申し込みください。相談においでの際には、年金証書、振込通知書、年金手帳、被保険者証など、ご本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。代理の方が相談を受けられる場合は、委任状、印鑑及び本人確認ができる身分証明書（運転免許証等）が必要です。

長崎県の社会保険事業概要

令和3年6月現在

健康保険	事業所数 (船舶所有者数)	被保険者数	平均標準 報酬月額
健康保険	23,598	271,594	258,210
船員保険	273	3,259	360,400
厚生年金保険	23,702	286,733	256,454

長崎南年金事務所 〒850-8533 長崎市金屋町 3-1 ☎095-825-8707

開設日	時 間	市町名	場 所
8月12日(木)	9:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	新上五島町	新上五島町役場会議室
8月18日(水)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	五島市	五島市役所相談室
9月 8日(水)	9:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	新上五島町	新上五島町役場会議室
9月 9日(木)	9:00 ~ 12:00	新上五島町	若松支所会議室
9月15日(水)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	五島市	五島市役所相談室

五島市にお住まいの方は「テレビ電話相談」も実施しています
個室でプライバシーに配慮しています 予約制でお待ちしません 対面相談と同じ相談ができます
会 場：五島市役所 1階 第2相談室（午前9時から午後4時まで 土日祝日、年末年始を除く）
予約電話：095-808-7639（長崎南年金事務所 受付時間 午前9時00分～午後4時00分）

長崎北年金事務所 〒852-8502 長崎市稲佐町 4-22 ☎095-861-1354

開設日	時 間	市町名	場 所
8月 5日(木)	11:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	西海市	大瀬戸コミュニティセンター
8月25日(水)	14:00 ~ 17:00	対馬市	中対馬振興部
8月26日(木)	9:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	対馬市	上対馬総合センター
9月 2日(木)	11:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	西海市	大島総合支所会議室
9月 8日(水)	13:30 ~ 17:00	対馬市	美津島行政サービスセンター別館2F
9月 9日(木)	9:00 ~ 12:00 13:00 ~ 16:00	対馬市	対馬市役所別館会議室
9月29日(水)	9:30 ~ 12:00 13:00 ~ 17:00	杵岐市	石田庁舎会議室
9月30日(木)	9:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	杵岐市	石田庁舎会議室

杵岐市にお住まいの方は「テレビ電話相談」も実施しています
個室でプライバシーに配慮しています 予約制でお待ちしません 対面相談と同じ相談ができます
会 場：杵岐市役所芦辺庁舎 1階 相談室（午前9時から午後4時まで 土日祝日、年末年始を除く）
予約電話：095-861-1354（長崎北年金事務所 受付時間 午前8時30分～午後4時30分）

佐世保年金事務所 〒857-8571 佐世保市稲荷町 2-37 ☎0956-34-1189

開設日	時 間	市町名	場 所
8月10日(火)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	平戸市	平戸市役所会議室
8月12日(木)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	松浦市	松浦市役所会議室
8月17日(火)	10:30 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	平戸市	館浦出張所会議室
8月24日(火)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	平戸市	平戸市役所会議室
8月26日(木)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	松浦市	松浦市役所会議室
9月 7日(火)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	平戸市	平戸市役所会議室
9月 9日(木)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	松浦市	松浦市役所会議室
9月14日(火)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	平戸市	平戸市役所会議室
9月16日(木)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	松浦市	松浦市役所会議室
9月21日(火)	10:30 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	平戸市	館浦出張所会議室

諫早年金事務所 〒854-8540 諫早市栄田町 47-39 ☎0957-25-1662

開設日	時 間	市町名	場 所
8月 4日(水)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	川棚町	中央公民館集会室
8月12日(木)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	南島原市	加津佐支所会議室
8月18日(水)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	島原市	島原市役所会議室
8月25日(水)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	南島原市	有家支所会議室
9月 1日(水)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	波佐見町	役場相談室
9月 8日(水)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	南島原市	西有家庁舎相談室
9月15日(水)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	島原市	島原市役所会議室
9月22日(水)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	南島原市	深江支所会議室
9月29日(水)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	島原市	島原市役所会議室